

有明工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

(平成13年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は有明工業高等専門学校学則(昭和38年4月1日制定)第48条第3項の規定に基づき、有明工業高等専門学校専攻科における修了の認定並びに授業科目の履修方法及び成績の評価について定めることを目的とする。

(修了要件)

第2条 専攻科を修了するためには、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 学習・教育到達目標を全て達成していること。
- (2) 専攻科の必修科目を全て修得していること。
- (3) 専攻科の必修科目と選択科目を併せて62単位以上を修得していること。
- (4) 原則として研究成果を学外に発表すること。

(授業)

第3条 授業は講義、演習、実験及び実習のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

(単位)

第4条 各授業科目の1単位あたりの履修時間は、45時間を標準とするが、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の各号により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業と30時間の自習時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業と15時間の自習時間をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第5条 授業科目のうち選択科目の受講に当たっては、指定された期日までに指定された方法で履修登録を行わなければならない。

(成績の評価)

第6条 成績は各学期に授業科目毎に評価する。

- 2 成績の評価は試験の成績及び平素の成績等を総合して、100点法により評価する。(ただし次項の科目を除く。)
- 3 特別研究Ⅰ・Ⅱ、特別実習Ⅰ・Ⅱ及び地域協働演習Ⅰ・Ⅱの成績は、合否で評価する。
- 4 各科目とも欠課時数が授業時間数の5分の1を超えるものに対しては、成績の評価を行わない。

ただし、校長が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、単位修得及び履修を認めることがある。

第7条 各授業科目の成績は、評点を次のとおり区分して評語で表す。

評 語	評 点
秀	90点以上100点以下
優	80点以上89点以下
良	70点以上79点以下
可	60点以上69点以下
不 可	59点以下

(単位の認定)

第8条 前条の規定に基づき、秀、優、良及び可と評価された授業科目については当該単位数を認定する。

- 2 成績を学外に通知する場合は、修得科目のみ単位数及び評語で通知する。
- 3 単位が認定されなかった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。
- 4 前項により再履修する場合も、第5条に規定する手続きを行なうものとする。

(試験)

第9条 定期試験は各学期末に実施する。なお、平素の成績で評価しうる授業科目については定期試験を実施しないことがある。

- 2 定期試験に病気（医師の診断書がある場合に限る。）、忌引、その他やむを得ない事情により試験を受けられなかった者については、本人の願出により担当教員が許可した場合、追試験を行うことができる。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は有明工業高等専門学校専攻科修了判定会議（以下、「修了判定会議」という。）の議を経て、校長が行う。

(年度中途の修了)

第11条 各年度末の修了判定会議において、修了要件を満たさず、修了を認定されなかった者が、次年度以降の中途においてその要件を満たした場合は、修了判定会議の議を経て、校長が修了の認定を行う。

附則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成14年9月19日から施行し、平成15年度入学生から適用する。

附則

この規程は、平成18年3月16日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附則

この規程は、平成18年9月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年7月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年9月20日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降の入学生から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月16日から施行し、平成26年度以降の入学生から適用する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以降の入学生から適用する。

附則

この規程は、令和4年1月20日から施行し、令和3年度以降の入学生から適用する。